

◎十六番（坂本竜太郎君）十六番、自由民主党の坂本竜太郎であります。

皆様、御無沙汰いたしております。実は私、もちろん二期目となって初めての登壇ではございますけれども、何と令和となって初めての登壇でもあります。したがって、御無沙汰いたしておりますとされるわけですけれども、この時代の変わり目にありまして、我が国で最も長い歴史を有する福島県議会にせっかく議席を頂戴しておりましたのに、令和という新時代に一度も登壇することなく議場を退場するわけにはいかない。しかも、台風、豪雨災害による有事の真ただ中、震災を経験した福島県だからこそ県民の皆様への生命だけは守り抜く、このことが政治の一番の使命である。したがって、何が何でも再び議席を得なければならぬ、この思いで厳しい選挙戦を戦い抜かせていただきました。

おかげさまで再選を果たさせていただきましたとともに、早速登壇の機会を賜りましたことに心からの感謝を申し上げます、そしてその責任の重さを改めて痛感いたしました。以下通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、県民の生命を守り抜くための取り組みについてであります。

今般の台風第十九号とそれに続く豪雨災害によります県管理河川の越水、決壊箇所等の復旧につきましては、今後の災害も見据え、いわゆる改良復旧という考え方で進めていただいております。目下そのために必要な正確かつ詳細な査定の本真ただ中であります。当然壊れた箇所を直すだけでは、一層激甚化、頻発化することが予測される台風、豪雨災害に備えることはできません。

そうしたことから、改良復旧というプラスアルファの取り組みが必要になってくるわけですが、今回のように災害復旧箇所が広範囲かつ多数にわたります場合、例えば決壊箇所をこれまでよりも頑丈なものにいた

しますと、今回手を加えない箇所が復旧を果たした箇所と比べて弱い箇所になってしまう。結果として、これから想定され得る豪雨災害時にかえて危険箇所になってしまわないかということをお私には危惧いたしております。復旧箇所付近の対策もしっかりと考えなければ、県民の皆様の生命を守り抜くことはできないと考えます。

そこで、県は河川の災害復旧箇所に隣接する堤防の補強にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

また、今回の台風、豪雨災害では河川からの越水、決壊による被害が甚大でありましたが、同時に本川と支川の関係による被害や、さらには各種用水路、排水路からのいわゆる内水氾濫と呼ばれる構造的な浸水被害も深刻なものでありました。場所によっては、大規模河川の決壊、支川からの越水、内水による浸水と複合的な状況が重なり、まさに命にかかわるような事態が都市部や住宅街で多く生じたのであります。

こうした構造的な問題は、それぞれの管理者や排水機場等の設置者、すなわち県と各市町村とがしっかりと連携をしていただいて、さらなる防災力の向上はもちろん、減災対策の推進によって、避難のあり方等ソフト面の取り組みとあわせて生命を守り抜いていただかなければなりません。

そこで、県は市町村が行う都市部の内水による浸水対策をどのように支援していくのかお尋ねをいたします。

さて、今回の災害では河川に沿った主要道路の崩落や土砂災害等によって通行不能に陥るなど、私たちの生活はもちろん、物流、観光、教育、福祉、文化面に至るまで実にさまざまな影響を受けました。

震災以来、さらなる災害を想定し、有事の際に本当に機能する道路網、ネットワークの整備を着実に進めていただいているわけでございますが、一般寸断された道路のバックアップ機能等、改めて道路網整備の重要性を痛

感させられました。やはり緊急車両の通行もままならなければ、到底県民の皆様を生命を守り抜くことはかないません。

そこで、県は台風第十九号等による被害を踏まえ、災害に強い道路網の整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

このように、健全な道路網が整備されて初めて安全な避難路も担保されるのであります。しかし、県民の皆様は冷静かつ適切な避難行動をとっていただくためには、適切かつわかりやすい情報伝達が必要なければなりません。

私は、平成三十年の九月定例会におきましても、各市町村が住民の皆様への避難情報をわかりやすく発令することができましよう、県としての支援の重要性を訴えさせていただき、お取り組みをいただけてきたところであります。その後、国におきましても、避難情報をレベル分けするなどして、それまでよりはわかりやすい情報伝達が必要となるようになりました。

今回の災害に際しましても、あらかじめ伝えられておりました気象予報に基づきまして、早目早目の情報伝達が必要とされた面もございます。そうした上でも突発的な事態が生じてしまったならば、関係機関はもちろん、県民の皆様も安全を確保することはかないません。

典型的な例で申し上げますならば、ダムの緊急放流であります。私の地元におきましても、あの九月十二日の深夜十一時から翌十三日の未明にかけてまして緊急放流が行われたダムがございました。幸い台風襲来の前に工事の関係で少しずつ水位を下げておいたということもございまして、結果としてダム自体の決壊や放流後に下流域におきまして大きな水害が発生したといったことはございませんでした。

しかしながら、ダムの放流の前に既にその上流部分において河川が氾濫いたしておりました、人家への被害が生じてしまっておりました。そういっ

た経緯もございました、ダム自体の被害も何とか免れた、また下流域の水害も免れたという構図でありました。また逆に、ダムの放流によりまして、その上流部分の水位は下がった、こういうことでございます。

すなわち治水ダムとしての機能上、当然ながら豪雨時の対応によっては、ダムの上流部分、あるいはダム自体、そしてダムの下流域に至るまでの健全性と安全性の確保につながります。特に今回はさらに上流部における降雨量の多さが時間差で下流域に被害を及ぼしたものでもありません。幾ら自然の摂理、河川の構造とはいえ、でき得る限りの洪水調節によって生命を守り抜くことがかなうように工夫をいたしますことは当然のことであります。

私はやはり平成三十年九月にこの場で訴えさせていただきましたが、今般国もようやく洪水調節のための事前放流につきましたして利水者との協議のあり方等指針を示す運びとなりました。それを受けまして、本県におきましても実施可能なダムにつきましては検討を行っていく旨の答弁がございました。

その上で大事でありますことは、先ほど申し上げましたように、ダムの放流に関する情報が避難情報を発令する立場であります各市町村や実際に避難行動をとっていたいただきます流域住民の方々には的確かつ迅速に伝わらなければ、県民の皆様が落ちついて準備をし、安全に行動していただくといった、みずから命を守るといふ行動につながらないということでもあります。そこで、県は県管理治水ダムの放流情報をどのように伝達していくのかお尋ねをいたします。

また、今回は緊急放流が遅い時間帯でありましたので、大規模水害発生のおそれありとの情報も夜分に伝えられました。よって、避難所には遅い時間帯に住民の皆さんが殺到し、大変な混乱が生じたということもございま

した。だからこそ前もっての対策が必要なのでありますが、そもそもそれに見合った避難所数が開設されていたのかという問題もございました。

加えて、气象台や県から土砂災害警戒情報が発表された場合などには、各市町村が全域を対象として避難情報を発令するケースもございます。そうした場合、避難所の数は万全なものではございません。また、津波発生時と洪水、浸水時とは当然ながら避難所の位置づけ自体も違うものとなっております。

基本的には、避難所の開設者であります各市町村に最大限の御努力をいただきますとともに、住民の皆様への周知を徹底していただかなければならないわけでございますけれども、市町村のみでは対応に限界がある場合、実際に県立高校等の一部が避難所としての役割を果たしておりますように、広域自治体としての県が県有施設等をさらに活用するなど工夫と助言をするべきであると考えます。

そこで、全域に避難指示が出された市町村において避難所に入れない多くの住民がいたことを踏まえ、県はどのように対応していくのかお尋ねいたします。

今回の災害でも状況の違いはそれぞれございますが、避難生活が一定程度長期化している場合もございます。こうした状況を見越して、県は本来原発災害向けの公営住宅を今般の台風、豪雨災害に活用するという弾力的な対応もしていただきました。

また、福祉避難所的な役割やリフレッシュという目的から、旅館やホテルをそうした位置づけとした対応、さらにはいわゆる民間賃貸住宅の借り上げによりますみなし仮設住宅の提供といったさまざまな対応がなされました。これは、震災の経験が生かされた面もあると考えますし、今後今定例会に補正予算案が提出されております今般の災害についての検証事業によ

りまして、その成果や課題につきましては来夏にはつまびらかになるものと存じます。

総じて被害の状況や被災された世帯の実情に応じて、一層きめ細やかな、かつ迅速な二次避難等のあり方につきまして、その対応が県に求められてきております。

そこで、自宅での生活が困難となった県民に対し、二次避難所や応急仮設住宅等の提供をさらに迅速に行うべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

さて、これまでは災害発生時、また災害が予測される場合にいかにして県民の皆様の生命を守り抜くかという観点から質問させていただいてまいりました。ここからは災害から未来を切り開くための取り組みについてであります。

発災後、安全が確保されたならば、できるだけ速やかに生活再建を図りたい、このことは被災された全ての方の望みであります。法律でいえば、災害救助法から被災者生活再建支援法の適用段階へと進んでまいります。しかしながら、幾らさまざま生活再建へ向けての道筋や支援策が示されたとしても、罹災証明の発行が再建への道のりの全ての始まりであり、災害から未来を切り開く第一歩でありまして、いかに正確に、そして迅速に発行されるかということが重要になっております。

今回のように被災世帯が多い場合は、規模の大きな自治体でも人手が足りず、また小規模自治体であれば元来有事の際の人手は足りないのであります。そうしたことから、県は県庁内各部局の人材のやりくりと他県自治体からの応援職員の方々の派遣等を駆使していただいたものと存じます。

まずはこのたびの対応の検証をした上でということにはなりませんけれども、大事なことは、今回のように短期間で災害が続いた場合や今後新たに

別な自治体で災害が生じた場合など、あらゆることを想定していただくとともに、もちろん県政も遂行しながらの被災市町村への支援がかなうかどうかでございます。

そこで、県は台風第十九号等の被災市町村への人的支援にどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

生命を守り抜き、災害から未来を切り開いていくためには、とにかくいろいろな取り戻さなければならぬものであるということは震災以降明らかなことでもあります。

知事も先日、福島イノベーション・コースト構想推進の必要性についての御答弁でありましたけれども、生活再建は大切な課題であり、被災者の皆さんへの必要な支援を行うと同時に、地域経済の再生や雇用創出に取り組むことは極めて重要であるとおっしゃられました。

私は、このたびの豪雨災害等からの事業再建の柱でありますいわゆるグループ補助金、この適用につきましても、発災当初からその活用必要性を訴えさせていただいてまいりました。

そもそもあの東日本大震災からの復興を目指して創設されましたグループ補助金は、今日に至るまで既存グループへの後からの構成企業の追加や、あるいは三者からのグループ構成等を認めるようにするなど要件の緩和を絶えず進めてまいりまして、それらの実績をもとにその後の熊本地震や西日本豪雨の際にも活用されてまいりました。今回もさらに要件が緩和された面もあります。知事も具体的に経産大臣に御要望していただいた。大変心強い限りであります。

この間、本当に多くの関係者の方々によります御尽力のたまものでありますとともに、かつて中小企業庁が担っておりました支援体制をここ数年は県が全面的に担うようになるなど、本県において苦勞と工夫を重ね、進化

を遂げ、ほかの地域にも貢献してきた制度であると申し上げても決して過言でございません。それを今回の災害からの復興のために活用しないわけにはまいりません。

さらに、細かい面を申し上げますならば、平時はなかなか各種支援制度の申請手続等、大変煩雑なイメージがありまして敬遠されがちでありますけれども、グループの構成員が助け合って申請のあり方やグループごとによります復興事業の実施など何とか頑張ってみよう、あるいはまた別の支援制度にもチャレンジしてみようと、こういったやる気と好循環を引き出すきっかけにも震災以降つながっていると私は考えます。同時に、そうした情報提供や申請手続を支援してくださる商工団体等への加入促進の機会にもすべきであると考えます。

しかも、福島イノベーション・コースト構想を県内各地に根づかせ、真の復興を果たすとともに、これは私の持論でありますけれども、それによって今度は福島県が世界に貢献しようとしているやさきであります今、それらを実現し、若い方々の活躍の場とするためにも、本県の未来を担う各種産業の復興は欠かせないものであります。

そこで、知事は台風第十九号等による災害や複合災害からの産業復興にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

こうした本県の産業の復興を通じて、福島の、そして日本の未来を担っていただく人財が現在の高校生やそれに続く小中学生であることは申すまでもございません。

しかも、これからの時代、どの分野におきましても、あるいは特に災害からの復興を牽引する産業界におきましては、あらゆるシーンでICT化が進んでまいります。すなわち教育現場におきましても、学習用はもちろん、指導用のコンピュータから無線LAN環境の整備等、ICT化がますます

す重要になっておりまして、国も整備目標を設定しております。

しかしながら、文部科学省の実態調査によりますと、本県の教育現場におきますＩＣＴ環境の整備状況につきましては、全国的に見ても大きくおくられているとあります。これは、震災以降の安全対策等大事な児童生徒の生命を守るための取り組みが優先されたからであると受けとめております。

こうした中、過日発表されました政府の経済対策の中で安倍総理からも児童生徒一人につき一台のパソコンが整備されるべきであるといった国家としての強い意思表示がなされました。私は、防災意識と同じように当然そうでなければならぬと思っております。

今後は小中学校における整備が進むものと存じますが、高校における整備のおくれから、その分小中学校と高校との整備の格差が生じてしまうのではといった懸念や市町村間の整備の格差への懸念がございます。

そこで、公立学校におけるＩＣＴ環境の整備を計画的に進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

最後の質問であります。

これまで申し上げてまいりましたように、県民の皆様sの生命を守り抜く、そして災害から未来を切り開いていく、そのためには何と申ししても未来を担う大事な子供たちを守り抜かなければなりません。

災害からはもちろんであります。残念ながら災害はなくなりません。むしろますます激甚化いたします。

しかし、子供たちを人間による脅威から何としても守り抜く、この覚悟は私たち全ての大人が共有すべきであります。各地で相次いでおります本当に痛ましい事件に対峙するために、この十二月定例会に児童虐待防止に関する条例案検討会が設置されまして、連日精力的に議員提案条例案の

検討がなされております。

私は、自民党議員会内での条例案の作成段階におきまして、とにかく震災を経験した福島県だからこそ生命のとうとさを深く認識すべきでありますことと、地域社会全体で子供たちを見守ることで病院や児童相談所での対応段階より前に虐待を未然に防ぐべく、地域の身近な存在であります民生・児童委員さんとの連携の必要性を強く訴えさせていただきました。

そこで、県は地域における児童虐待防止にどのように取り組むのかお尋ねいたします。

質問は以上でございますが、二〇二〇東京オリンピックの開幕まで二百二十日となりました。昨日聖火リレーの詳細ルートが発表されました。何と申しましても復興五輪であります。であるならば、でき得る限り今回の台風、豪雨災害からの復興を果たそうとしております県民の皆様の姿も世界中にお見せして、これから起こるであろう災害にも向き合い、震災や各種災害を経験した福島県だからこそ、生命を守り抜き、未来を切り開くという覚悟を堂々と示す機会とすべきであります。

聖火リレーのスタート地点であります復興のシンボルJヴィレッジは、本年アジア初のワールドカップの開催がかないまして、大変な勇気と感動を与えてくださいました。ラグビーの聖地にもなろうとしております。であるならば、あえて申し上げます。ワンチーム、私たち福島県民こそワンチームの精神でこの難局を乗り越え、輝かしい未来が切り開かれますことへの期待と、そのためには私も引き続き微力ながら努力してまいりますことをかたくお誓い申し上げさせていただきます。一般質問を終了させていただきます。御清聴まことにありがとうございます。(拍手)

◎議長（太田光秋君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）坂本議員の御質問にお答えいたします。

災害からの産業復興についてであります。

台風第十九号の発災以降、県内各地を訪問する中で、被災を機に廃業せざるを得ないという事業所や、震災からの復興途上で再び被災し、心が折れそうな経営者の方など、大変厳しい状況を目の当たりにしてきました。

このため、復興に向けた十分な財源と枠組みの確保や、二重三重に被害を受けている本県特有の実情を直接国に訴え、中小企業等グループ補助事業の定額補助の創設につなげるとともに、その後も同事業の要件緩和等の緊急要望を行い、十月二十五日豪雨による災害についても新たに補助の対象とされることとなりました。

被災した事業者の皆さんが一日も早く事業再開を果たすことが何よりも重要であることから、各地で説明会を開催するとともに、市町村や商工団体等と連携し、被災した商店や工場などの個々の実情を十分に把握しながら迅速できめ細かい対応を行ってまいります。

これまで積み上げてきた復興の歩みを遅延させることにならないよう、これらの取り組みを進めるとともに、既存産業の充実強化を初め事業、なりわいの再生、福島イノベーション・コースト構想や成長産業の育成・集積を進めながら、本県産業の力強い復興に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

被災市町村への人的支援につきましては、発災直後から市町村と県との橋渡し役として管理職を派遣したことに加え、市町村の実情や要請に応じ、避難所運営や罹災証明書発行の支援などに従事する県職員を延べ三千人以上派遣したところであります。

今後とも県民の命と財産を守ることを最優先課題として、しっかりと市町村を支援してまいります。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

全域への避難指示につきましては、市町村が住民の安全を優先して判断したものと受けとめておりますが、避難所に入れない住民がいたことは大きな課題であります。

ハザードマップを踏まえた避難行動を平時から住民に周知し、避難情報をもとに発令するとともに、十分な避難所も確保するなど、今後必要な対策について市町村とともに検討してまいります。

次に、二次避難所や応急仮設住宅等につきましては、災害によって自宅での生活が困難となった方に安全で安心できる一時的な避難や居住の環境を提供するものであります。

今般の台風第十九号への対応に当たっては、おおむね発災から約二週間で当該制度の申し込みを開始したところではありますが、被災者に先の見通しを早期に持っていたただけるよう、さらに迅速な対応について検討してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

河川の災害復旧箇所隣接する堤防の補強につきましては、台風第十九号等による被災を踏まえ、上下流の状況を調査した上で、必要な箇所について復旧箇所と同等の安全性が確保できるよう、被災した水位までの護岸のかさ上げや堤防の上の舗装など補強対策の工法を検討してまいります。

次に、都市部の内水による浸水対策につきましては、近年集中豪雨が頻発し、その重要性が高まっていることから、住民の被害の軽減を図るため、

市町村が実施する雨水貯留施設や雨水ポンプ場の整備などのハード対策のほか、内水ハザードマップ作成などのソフト対策に対して、国と連携しながら予算の確保や技術的助言を通じ支援を行ってまいります。

次に、災害に強い道路網の整備につきましては、今回の台風第十九号等により県内で数多くの道路が通行どめとなったことから、引き続き県土の骨格を形成する道路の整備を計画的に進めるとともに、基幹的な道路が被災した際に代替機能を担う道路について、のり面の対策や橋梁の耐震化を行うなど、安全で信頼性の高い道路網の構築に取り組んでまいります。

次に、県管理治水ダムの放流情報につきましては、流域住民の放流に関する理解が重要であることから、平常時において県のホームページや市町村の広報誌等により目的や趣旨などについて周知を図るとともに、緊急時においてはサイレンなどダム管理者が直接伝える情報や、市町村による一斉メール、テレビ、ラジオなど、あらゆる手段を活用しながら、避難行動につながる情報伝達に取り組んでまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

地域における児童虐待の防止につきましては、地域住民が子育て家庭を温かく見守りつつ、虐待の兆しがあれば児童相談所等の専門機関に相談することが大切であるため、県内四千名余りの民生・児童委員や保育士、教員に対し、虐待に気づき、支援につなげる研修を行うなど、連携して取り組んでおります。

今後とも地域の方々や関係機関とともに小さな兆しを丁寧に拾い、子供を虐待から守ってまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

公立学校のICT環境の整備につきましては、学力向上や情報活用能力の育成はもとより、多忙化解消の観点からも重要であることから、タブレット端末等の整備のほか、統合型校務支援システムの導入を進めているところであります。

今後は、国の動向を踏まえ、市町村に対してICT環境整備について支援するとともに、県立学校のICT環境の充実に向け、計画的な整備の方策について検討してまいります。